

令和8年度教職員住宅入居者選考方針

1 目的

離島・へき地への人事異動等に伴い、教職員住宅に入居を希望する者の選考に際し、入居優先度を決定するため次のような基準等を定める。

2 選考基準及び優先度

選考基準は下記のとおりとし、各基準に設定された配点の合計が多い順に優先度を決定する。

ただし、選考委員会が特に必要と定めた場合はこの限りではない。

- ・基準① 入居形態 世帯である(5点)

 単身である(0点)

- ・基準② 家計状況

 世帯で入居申請者のみ県職員である(10点)

 配偶者も県職員等である(0点)

 単身者である(5点)

- ・基準③ 同居人数

 一人につき5点を配点する。

- ・基準④ 管理職区分

 なし

- ・基準⑤ 収入基準

 300万円未満(30点)

 300万円～400万円未満(25点)

 400万円～500万円未満(20点)

 500万円～600万円未満(15点)

 600万円～700万円未満(10点)

 700万円～800万円未満(5点)

 800万円以上 (0点)

- ・基準⑥ 距離区分

 前住所地からの距離を配点表から配点する。

 ただし、石垣市、与那国町の住所地には本島との均衡を図る観点から10点を加算する。

- ・基準⑦ 単身基準

 単身赴任である(5点)

 単身赴任でない(0点)

3 部屋の割当手順及び方法

(1) 入居形態が世帯である入居希望者を、対象とする部屋(世帯用、両用)へ、優先順位の高い順に配置する。

(2) 単身者を優先順位の高い入居希望者から順次配置する。

(3) 配置からもれた入居希望者については、入居補欠者とする。